

保護者の方へ

この証明書は、就労先の人事担当者が記載したものに限り有効です。

雇用主の方へ

この証明書は、教育・保育給付認定及び保育園等入所（継続）に使用するもので、その他の目的で使用するものではありません。記載に不備がある場合には、利用調整の順位に影響を及ぼす場合がございますので、お手数ですが記入もれのないようお願いいたします。内容について問い合わせることがありますのでご了承ください。

# 育児休業取得証明書 兼 同意書

葛飾区長宛て

年 月 日

事業所名

所在地

代表者名

電話番号

(記入者名.....)

下記の者は当社に勤務し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、その他の法律に基づく育児休業を取得していることを証明します。

育児休業取得者 氏名	住所	葛飾区	丁目	番	号
育児休業取得期間	年 月 日 ~		年 月 日		
保育施設入所が可能な場合の育児休業期間短縮の可否※新規・転園申込みの場合	可 ・ 否				
育児休業給付金の有無（雇用保険等から支給されたもの）	有（申請中含む） ・ 無				

- ・新規・転園申込みの場合、就労証明書も一緒に記載願います。
  - ・職場復帰後には、「復職証明書」のご証明をお願いします。
  - ・期間を定めて雇用されている方が、育児・介護休業法等上育児休業が取れるのは、子が1歳6か月に達する日までに、雇用契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでない場合です。
- ※令和4年4月1日現在。法改正等があった場合はそれに準じます。

..... 以下は保護者の方が記入してください .....

就労者氏名（自署してください）

私は、以下の事項に同意します。

## 【共通事項】

- ・復職したときは、必ず「復職証明書」を葛飾区保育課入園相談係に提出してください。  
※復職とは、上記職場に休暇所得前と同等以上の条件で復帰することを指します。  
転職や労働契約時間が短縮する形の変更（正社員からパートなど）は復職にあたりません。
- ・上記職場に復帰できず、保育の必要性の事由がない場合は、退園となります。
- ・記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効（在園者は退園）となります。

## 【新規・転園申込み】

- ・申込時に育児休業を取得していた保護者の児童が、入所・転園した場合は、翌月1日までに復職をしてください。

## 【在園】

- ・年長の児童の在園中に妊娠がわかり、出産した場合、年少の児童の育児休業を理由に在園できる期間は、年少の児童が満2歳に達した年度の年度末（3月末日。ただし、年少の子が4月に保育施設に入所する場合は4月末日）までとなり、この期間を超えて育児休業を取得する場合は、保育の必要性の事由がないため、退園となります。

フリガナ 児童名	(生年月日 . . )
保育施設名	( ) に在園中 ( ) を第1希望で申込中